

2018年度 日本学術振興会特別研究員DC2申請支援制度 募集要項

日本学術振興会特別研究員制度は、日本学術振興会による運営事業で、若手研究者に主体的に研究課題を選ばせ、研究に専念する機会を与え、研究者の養成・確保を図る制度です。若手研究者育成の促進を図るために効果的な施策であり、これからのアカデミックポジションを目指す大学院生にとって大変有益な制度となっています。本学の院生に積極的に申請をいただくための一助として、まずDC2に申請する院生に対し研究費を給付する制度を設けています。

1. 応募資格

本大学院の博士後期課程に在籍し、2019年度日本学術振興会特別研究員DC2に申請した者

2. 給付額

3万円

※ただし、申請者多数により、本制度の予算額を超過する場合は、給付額が減額される場合があります。

3. 人数

20名

4. 研究費の使途の範囲

研究に直接必要な以下の経費とします。他の学内、学外の助成金等との合算使用は認めません。

自費との合算は一部例外を除いて可とします。

使用用途	備考
図書資料（図書、雑誌、電子資料等） ・消耗品・ソフト購入費	自費との合算で10万円を超える図書資料、消耗品の購入は不可。
印刷・コピー代	コピーカードを購入した場合は、領収書と使用済カードを添付すること。
学会参加費（学会参加費、交通費、宿泊費）	学会の年会費、入会費は対象外。 交通費は、学会参加に要する公共交通機関を利用した移動料金を対象とする。タクシー、レンタカー代、高速代、ガソリン代は不可。 宿泊費は1泊あたり国内10,000円、国外14,000円を上限とした実費精算とする。
研究調査費（交通費、宿泊費）	交通費は、研究調査に要する公共交通機関を利用した移動料金を対象とする。タクシー、レンタカー代、高速代、ガソリン代は不可。 宿泊費は1泊あたり国内10,000円、国外14,000円を上限とした実費精算とする。

5. 交付申請

(1) 申請期間

2018年6月1日（金）～6月15日（金）【締切厳守】

(2) 提出書類

交付申請書（様式I）

(3) 提出先

それぞれ所属研究科の担当事務室に提出してください。

情報科学／理工学研究科・・・小金井事務部大学院課
人間社会研究科・・・多摩事務部大学院課人間社会研究科担当
スポーツ健康学研究科・・・多摩事務部大学院課スポーツ健康学研究科担当
デザイン工学研究科・・・デザイン工学研究科担当
政策創造研究科・・・政策創造研究科担当
上記以外の研究科・・・大学院事務部 大学院課

※窓口受付時間 平日 9:00～17:00

(4) 交付時期

2018年7月中旬予定

6. 精算報告書の提出

(1) 提出期限

2018年12月17日(月)【締切厳守】

(2) 提出書類

精算報告書 (様式Ⅱ)

(3) 注意事項

- a 領収書の宛名は、法政大学大学院〇〇専攻 申請者氏名としてください。
- b 領収書の日付は、2018年4月1日～2018年12月15日付のものとしします。
- c 領収書は、使途が明記されたものでないと認められません(お品代不可)。
- d 見積書、請求書は領収書の代替になりません。
- e クレジットで支払った場合は、領収書とあわせて支払者、支払日、支払先、支払金額が明記された「引き落とし明細書」を添付してください。
- f 精算期日までに研究費を使用できなかった場合は、残額を大学に戻し入れていただきます。

(4) 提出先

それぞれ所属研究科の担当事務室に提出してください。

情報科学／理工学研究科・・・小金井事務部大学院課
人間社会研究科・・・多摩事務部大学院課人間社会研究科担当
スポーツ健康学研究科・・・多摩事務部大学院課スポーツ健康学研究科担当
デザイン工学研究科・・・デザイン工学研究科担当
政策創造研究科・・・政策創造研究科担当
上記以外の研究科・・・大学院事務部 大学院課

※窓口受付時間 平日 9:00～17:00

7. 支給の取り消し・返還

以下に該当する場合は、本制度支給対象者としての決定を取り消します。

- (1) 今年度、退学又は除籍された場合
- (2) 大学が求める必要書類の提出がなかった場合
- (3) その他本補助金を受給するに値しない、と大学が判断した場合

8. 問い合わせ先

研究開発センター市ヶ谷事務課 「日本学術振興会DC2申請支援制度」担当

TEL: 03-5228-1245 FAX: 03-5228-1255

e-mail: suisin@adm.hosei.ac.jp

メールでの問い合わせは、件名に「日本学術振興会DC2申請支援制度について」と明記してください。

以上